

## 様式 4 の 7 (随意契約)

## 抽出事案 [プロポーザル] 説明書

発注機関名 : 商工労働観光部人づくり推進課

業務名	平成28年度 第二次「若者就職支援等推進事業（地域創生人材育成事業）」
業務概要	<p><b>【業務の目的】</b>          本事業は、国の地域創生人材育成事業の採択を受け、就職の難しい若者を対象に、寄り添い型の伴走訓練を集中して実施し、社会人基礎力の習得から就職に必要な技能の習得、実地訓練を行うことにより、人手不足業界等への就労を支援する事業</p> <p><b>【委託業務内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①就職の難しい若者を雇用しての人材育成研修(4ヶ月間)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人基礎力研修の実施(1ヶ月程度) 社会人として求められる基礎的な能力の育成と訓練生の状況に応じたカウンセリング</li> <li>・業界別基礎知識研修の実施(1ヶ月程度) 人手不足業界で求められる基礎知識やスキルの習得</li> <li>・実地訓練(2ヶ月程度) 企業等での実地訓練</li> </ul> </li> <li>②研修中及び研修後の就労支援</li> </ul>
公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由	就職が難しい若者を育成し、人手不足分野等への就労に結びつけるためには、そうした若者を把握するための支援団体との連携や心身面のケア、就職につながる計画的な人材育成カリキュラムの策定と日々の研修指導、実地研修の協力企業等の確保と就労マッチング等、若者一人ひとりの状況に応じた支援が必要であり、確立された支援内容や訓練カリキュラムが存在するわけではない。また、こうした取組を進めるには実践的なノウハウと経験豊かなスタッフが必要であり、具体的にどのように訓練を行い、どのような体制で進めていくかについて、事業計画の提案内容を検討した上で、委託事業者を探査することにより、就職の難しい若者がより確実に就労できると期待できるため。
参加資格要件及びその理由	①「京都府若者の就職等の支援に関する条例」第16条に規定する実践的就職支援事業の認定を受けた(認定予定を含む。)事業者とする。

	<p>&lt;理由&gt; 条例の規定に基づき実施する。</p> <p>②京都府内に事業所（本拠のほか、支店・営業所等を含む）を置く事業者とする。)</p> <p>&lt;理由&gt;府内で人材育成研修を行うことが可能な事業所が必要となるため。</p> <p>③総勘定元帳等の会計関係帳簿類や労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、社会保険手続き書類等の労働関係帳簿類が整備され、委託事業を的確に実施できる能力を有すると認められる事業者であること。</p> <p>&lt;理由&gt;国の規定により書類の備付け及び保存が義務付けられているため。</p> <p>④雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金など、本事業における委託費の支給事由と同一の理由により受給を受ける事業者でないこと。</p> <p>&lt;理由&gt;国の規定により他の助成金との重複受給が禁止されているため。</p>
参加申請者数	14者
選定経過	<p>公募期間 平成28年8月17日～平成28年9月9日</p> <p>申請受付 平成28年8月17日～平成28年9月9日</p> <p>外部有識者意見聴取 平成28年9月16日</p> <p>選定結果の通知 平成28年9月23日</p> <p>契約日 平成28年9月30日</p> <p>見積限度額 114,000,000 円（税込）</p> <p>契約金額 112,349,918 円（税込）</p> <p>契約期間 平成28年10月1日～平成29年3月31日</p>
選定業者名	<p>10者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社アイシーエル</li> <li>・一般社団法人京都自立就労サポートセンター</li> <li>・シンク・アンド・アクト株式会社</li> <li>・一般社団法人ムーンライト</li> <li>・ヒューマンリソシア株式会社</li> <li>・株式会社セントメディア</li> <li>・株式会社ワン・ワールド</li> <li>・株式会社東京リーガルマインド 大阪法人事業本部</li> <li>・株式会社tango nonno nonna</li> <li>・ヒューマンアカデミー株式会社</li> </ul>
選定理由	事業内容や業務趣旨に関する理解が十分あり、企画提案内容・執行体制も具体的で現実性のある計画が提案されている。

## 平成28年度 第二次「若者就職支援等推進事業 (地域創生人材育成事業)」募集要項

### 第1 業務の概要

#### 1 委託業務名

若者就職支援等推進事業(地域創生人材育成事業)(以下、「本事業」という。)

#### 2 事業の目的

本事業は、就職の難しい若者を対象に社会人基礎力の習得から、人手不足が顕著な建設、運輸、介護・福祉、ものづくり等の分野(以下、人手不足業界といふ)において求められるスキルの習得までの総合的な研修・訓練を実施することにより、就職の難しい若者的人材育成を通じた安定雇用と人手不足業界の人材確保を目的とする。

※ 研修(訓練)の対象者(就職の難しい若者)

高校中途退学者、ひきこもりの若者、長期離職者、児童養護施設退所者、  
母子支援施設入退所者、少年鑑別所退所者、刑務所退所者 等

#### 3 事業の委託

提案事業者(以下「事業者」といふ。)から提案のあった事業については、その妥当性や実施体制、費用対効果等に関して有識者の意見を聴取した上で採択し、当該事業(以下「委託事業」といふ。)の実施を委託するものとします。

### 第2 募集事業の概要

1 本事業は、事業者から提案のあった事業について、提案の妥当性や実施体制、費用対効果等に関して有識者の意見を聴取した上で採択し、当該事業(以下「委託事業」といふ。)の実施を委託するものとします。

2 本事業の提案内容は、以下のとおりです。

京都府は、就職の難しい若者を4ヶ月間雇用し、社会人基礎力研修、業界別基礎知識研修、企業内での実地訓練(OJT)を実施することにより、人手不足業界への安定就労に結びつけることとし、具体的には以下の事項のとおりとします。

事業提案書の作成にあたっては、少なくとも次に掲げる項目を明示してください。

#### ア 研修生の募集及び採用

事業者は、若者の社会生活及び職業生活を支援する団体等と連携して研修生を募集することとし、以下の条件で雇用すること。

- ① 対象者：就職の難しい若者
- ② 雇用人数：5人程度
- ③ 雇用期間：4ヶ月間(上限)
- ④ 給与等：150,000円/月程度(必要な場合、通勤費や各種手当を加算。)
- ⑤ 保険：労働保険、社会保険等(各保険加入要件に該当する場合は、加入が必要)
- ⑥ 就業時間：1日8時間

#### イ 研修の企画及び実施

事業者は、上記で雇用した就職の難しい若者を人手不足業界への安定就労に結びつけるため、次の人材育成研修及び就職支援を行うこと。

- (1) 社会人基礎力研修の実施（1ヶ月程度）  
事業者は、「社会人基礎力研修」を実施することで、社会人としての基礎能力を習得させるとともに、受講者の状況に応じた個別カウンセリングを通じて、人手不足業界への就業について相談・誘導等を行う。
- (2) 業界別基礎知識研修の実施（1ヶ月程度）  
事業者は、人手不足業界で求められる基礎知識を習得するための研修を実施。
- (3) 企業内での実地訓練（OJT）（2ヶ月程度）  
事業者は、人手不足業界で求められる技能を習得するための企業での実地訓練を実施。  
(紹介予定派遣制度は活用しない。)  
なお、上記研修・訓練期間は目安であり、計4ヶ月間の研修・訓練を行うこと。
- (4) 事業者は、研修・訓練期間中から終了後にかけて、京都ジョブパーク及びハローワーク等と連携し、実地訓練企業への就業を含め雇用者の就業支援を行う。  
成果目標：就職率80%以上（うち正規雇用50%以上）
- (5) 予算の規模（1コース当たり）  
11,400千円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (6) 募集するコース数  
10コース（1事業者につき、1コースを募集するものとする。）

### 第3 事業期間

本事業の実施期間は、契約締結日から6ヶ月以内とします。ただし、最長でも平成29年3月31日までに事業が終了することとします。

### 第4 事業者要件

- 1 京都府若者の就職等の支援に関する条例に基づく実践的就職支援事業の認定を受けた事業者（認定予定を含む）とします。
- 2 前項の規定に関わらず、以下の要件のいずれかに該当する場合は、事業者の対象となりません。
  - (1) 京都府内に事業所を置く事業者（団体等）でない場合
  - (2) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納がある場合
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者である場合
  - (4) 委託事業を的確に遂行できる能力を有しないと認められる者である場合  
(総勘定元帳等の会計関係帳簿類や労働者名簿、出勤簿、賃金台帳及びこれらに類する労働関係帳簿類が整備されていない場合。)
  - (5) 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導・勧告等を受け、是正が図られていない場合
  - (6) 雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金など、事業者等に対する委託費の支給事由と同一の理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている事業者。
  - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党などを推薦し、支持又は反対する目的の団体

## 第5 応募申請手続き

### 1 募集期間

平成28年8月17日（水）から平成28年9月9日（金）まで

### 2 提出場所

京都府商工労働観光部人づくり推進課（京都府庁2号館3階）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町

TEL 075-414-5101

FAX 075-414-5092

### 3 提出方法

上記提出場所に持参又は郵送により提出のこと。

#### (1) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。

#### (2) 郵送により提出する場合

募集期間の最終日午後5時を必着とします。

### 4 提出書類 【各1部】

(1) 応募申請書 (様式1)

(2) 事業提案書 (様式2)

(3) 経費見積書 (様式3)

(4) 宣誓書 (様式4)

(5) 事業ヒアリング日程確認書 (様式5)

(6) 商業登記簿謄本及び定款

(7) 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書（滞納がないことの証明書）

(8) 消費税及び地方消費税納税証明書（滞納がないことの証明書）

(9) 実践的就職支援計画の認定通知書又は認定申請書の写し（今回応募する事業計画に関するもので、平成28年8月31日までに実践的就職支援計画の認定通知を受けたもの又は認定申請書を提出したもの）

### 5 留意事項

(1) 本募集要項については、京都府のホームページ（以下「ホームページ」という。）からダウンロードできるとともに、2の提出場所でも入手できます。

(2) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提出者の負担となります。

(3) 提出された提出書類は返却しません。

(4) 提出処理、契約、その他手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(5) 事業の募集に当たっての質疑がある場合は、募集開始後、平成28年8月22日の午後5時（必着）までに任意の様式により質疑の内容を記載し、郵送又はFAXで上記提出場所に送付してください。

### 6 事業説明会

平成28年8月25日（木）13：30～15：30 京都平安ホテル

※ 説明会への参加は自由ですが、会場等の都合もありますので、前日の午後5時までにメール又はFAXで2に記載の連絡先あてに出席事業者名と人数をご連絡ください。

## 7 事業ヒアリング

応募書類提出後、平成28年9月12日（月）～13日（火）の間で、提案内容のヒアリングを実施します。（場所は追って連絡します。）

## 第6 事業提案に係る留意事項

- 1 委託する業務の運営が可能な人員を配置すること。事業責任者1名、事業補助員（カウンセラー等を含む）1名以上を配置すること。
- 2 本事業は、長期離職者、ひきこもり経験を有する若者など様々な問題を抱えている者に対し、就労・訓練の場を提供することで、就労支援を行うとともに、就職者の安定就労を行うことを目的としたものであるため、目的に沿った支援事業が実施されるよう事業運営を行うこと。
- 3 事業者は、本事業が甲との委託に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。  
事業者は、本事業の実施に当たって、総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書及び社会保険等手続書類等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本事業と事業者が実施しているその他の事業を明確に区分すること。
- 4 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、京都府監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、事業者は検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- 5 事業者は、事業の報告や説明が簡易に果たせるよう、給与や物品代金の支払いにおいては、口座振込みを原則とするとともに、毎月の請求・支払履歴の整理を図ること。
- 6 事業者は、本業務を実施するに当たり、京都府と十分な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- 7 事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類として、3で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。

## 第7 提案事業の選定（評価基準別紙添付）

### 1 事業内容審査基準

有効な提案に対し、以下に掲げる内容について有識者の意見を聴取し、事業目的の達成につながると認められる事業を採択します。

- (1) 同種業務を行った実績があり、十分な成果を収めているか。
- (2) 業務遂行上、十分な指導者等が配置されているか。
- (3) 工程毎の妥当なスケジュール管理がされているか。
- (4) 研修生の確保について、適切な提案内容となっているか。
- (5) 業務趣旨を踏まえた提案がされ、研修に有効な内容が設定され、効果的な研修計画となっているか。また、研修期間全般での個別カウンセリングに適した内容が設定されているか。
- (6) 業務趣旨を踏まえた提案がされ、研修に有効な内容が設定されているか。
- (7) 効果・効率的な訓練計画となっているか。
- (8) 研修・訓練終了後の研修生の就職について、成果目標等が妥当な内容となっているか。
- (9) 経済性に優れているか。

(10) 京都府若者の就職等の支援に関する条例に基づく「認定実践的就職支援事業者」(認定予定を含む)であるか。

## 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

## 3 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

## 4 候補者の選定方法

- (1) 失格者を除いた者の内、3の総合点が高い者から、契約の相手方の候補者として選定する。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- (3) (1)、(2)に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

## 5 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を平成28年9月23日（金）に事業者に書面または電話等で通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※ (1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※ (1)以外の参加者が1者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

## 第8 採択の取消し

次のいずれかに該当する場合は、採択を取り消す場合があります。

- 1 提案者が偽って第4の事業者要件を満たすとして応募したことが発覚した場合又は応募要件を満たさなくなった場合
- 2 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

## 第9 委託契約の締結

- 1 採択事業を提案した事業者から改めて事業に係る経費の見積書を徴取の上、契約を締結します。
- 2 契約締結の際には、原則として、契約金額の10／100を契約保証金として納付していただきます。（契約保証金の納付がない場合、契約が締結できませんので、御注意願います。）契約保証金は、委託事業終了後、事業の実績を確認し、検査が完了した後で返還します。ただし、京都府等の行政機関との委託事業及び補助事業等を適正に実施していると認められる場合は、契約保証金が免除となります。

- 3 委託費の支払いは原則事業終了後の精算払いとします。ただし、事業の円滑な推進を図るため、必要な場合は、人件費相当額について、前払いするものとします。
- 4 契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施してください。

#### 第10 契約の解除

- 1 委託契約に記載の条項に違反があったとき及び第8の1及び2に該当することが判明した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない場合があります。
- 2 上記1により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることとなります。

#### 第11 事業報告

- 1 委託契約締結後2箇月を経過する日から1週間を経過する日までの間に、第6の3に規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳等の写しを京都府に提出してください。

また、事業者は、委託契約締結後事業期間中に京都府から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告しなければならない。

- 2 委託事業終了時には、遅滞なく委託業務の成果及び目標の達成状況を記載した実績報告書に、第6の3に規定する会計関係帳簿類等及び本事業の出納通帳の写しを添えて、京都府に提出してください。

実績報告書に基づき、委託金額の範囲内で、実際に事業に要した経費に応じ、委託契約の変更を行います。

その際、当初の委託契約に基づき、前金として支払っていた委託料より実績経費が少額となる場合は、実績経費と既支払額との差額について、返還していただきます。

- 3 事業目標の達成状況については、実施が委託契約期間後となる場合は、目標達成状況報告書には、実施予定を記載するものとし、委託契約期間終了後に、再度、京都府に実施状況を報告してください。

なお、事業の進捗状況や事業終了後の研修生の状況については、上記以外にも随時報告等を求めることがありますので、報告を求められた場合は、速やかに対応してください。

#### 第12 適正な事務執行に係る留意事項

- 1 本事業が京都府との委託契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めてください。

本事業の実施に当たっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、既存従業員の賃金台帳及び業務日誌、支払振込書、請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行う必要があります。

- 2 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、京都府の監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、事業者は検査に協力するとともに、積極的に事業の報告や説明責任を果たす必要があります。

- 3 本業務を実施するに当たり、京都府と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料及び議事録等を作成してください。

- 4 事業の受託により得られた情報等については、委託事業終了後においても守秘義務が

あります。

- 5 本事業の検査が簡易に果たせるよう、給与や物品代金の支払いにおいては、口座振込みを原則とするとともに、毎月の請求・支払履歴の整理を図ってください。
- 6 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類として1で規定する会計関係帳簿類及び通帳等を事業終了後5年間保存しておかなければなりません。
- 7 応募申請手続き又は事業提案手続きに不正又は不備があった場合、失格又は無効となります。

#### 第13 その他の留意事項

- 1 本事業により事業収入が発生した場合は、協議の上、委託料を変更することとなります。
- 2 委託事業により生じた物品、特許権及び著作権等は、本事業の委託者である府に属することとなります。

若者就職支援等推進事業（地域創生人材育成事業）業務  
評価・採択基準

項目	細項目	評価の着眼点	配点
執行体制	同種業務の実績	同種業務を行った実績があり、十分な成果を収めているか。	10
	業務従事者の配置体制	業務遂行上、十分な指導者等が配置されているか。	10
業務スケジュール		工程毎の妥当なスケジュール管理がされているか。	10
研修生の確保		研修生の確保について、適切な提案内容となっているか。	10
	小計		40
全般	具体的にどのような就職の難しい若者をどういった手法で就職に結び付けるのか等、事業目的に沿った提案内容となっているか。		10
企画提案内容	社会人基礎力研修及び個別相談(カウンセリング)	業務趣旨を踏まえた提案がされ、研修に有効な内容が設定され、効果的な研修計画となっているか。 また、研修期間全般での個別カウンセリングに適した内が設定されているか。	10
	業界別基礎知識研修	業務趣旨を踏まえた提案がされ、研修に有効な内容が設定されているか。	10
	企業での実地訓練(OJT)	効果・効率的な訓練計画となっているか。	10
	小計		40
成果目標	就職支援	研修・訓練終了後の研修生の就職について、成果目標等が妥当な内容となっているか。	10
経費	経費見積	経済性に優れているか。	10
合計			100

## 2 採択基準

採択にあたっては、配点数の高い事業から順に採択する。ただし、訓練に係る就職分野及び地域のバランスを考慮し、特定の分野・地域に採択が集中しないよう配慮して採択を行う。  
また、採択事業者が採択後には辞退した場合は、事業期間の確保や実施体制を確認した上で、不採択とした事業者のうち、配点の高かつた事業者を辞退事業者に代わり採択するものとする。

## 【評価方法】

△次の基準に基づいて評価

(評価 配点: 10)	
優れている	10
やや優れている	8
普通	6
やや劣る	4
劣る	2

(評価 配点: 10)	
就職率100%かつ（うち正規雇用80%以上）	10
就職率80%以上(100%未満)（うち正規雇用50%以上）	5
※ 小数点以下第3位を切り捨てる。	
予定面接を超過 無効	上記以外
	無効

## 外部有識者評価結果

評価項目	評価内容	配点	外部有識者評価(平均点)										※少數点以下第3期を切り捨てる		
			株式会社A	株式会社B	株式会社C	株式会社D	株式会社E	株式会社F	株式会社G	株式会社H	株式会社I	株式会社J			
執行体制	①同種業務の実績	10点	9.33	6	8.66	5	8.66	7.66	6.66	6	8.66	8.66	5	6	8
	②業務遂行上、十分な指導者等が配置されているか。	10点	8.66	6.66	6	6.66	6	7.33	8	8	8	6	6	6	6
	③業務遂行上、十分な指導者等が配置されているか。	10点	6	6.66	6	6.66	6	6.66	6	6	6	6	6	6	6
	④研修生の確保	10点	7.33	6	7.33	6	7.33	6	6	6	7.33	7.33	6	6	6
	⑤全般	10点	8	4	8	5.33	8	6	6	6	7.33	6	8	8	5.33
	⑥社会人基礎力研修(カウンセリング)	10点	8	4	8	4.33	8	8	8	6.66	6.66	8	8	5	4.66
	⑦業界別基礎知識研修	10点	8	6	8	6	7.33	6.66	6	7.33	7.33	8	8	5.33	6
企画提案内容	⑧企業での実地訓練(0JT)	10点	8	4.66	8	5.33	7.33	6	6	7.33	6	7.33	7.33	5.33	6
	⑨就職支援	10点	10	10	10	10	10	10	10	5	5	5	5	10	10
価格点	⑩満点×(最低価格/提案価格)	10点	8.16	10	8	8.63	8.16	8.4	8.16	8.95	8.16	8	9	8.2	8
	合計	100点	81.48	63.32	78.84	63.28	76.81	72.47	66.06	67.81	65.94	72.48	72.61	63.11	69.54
	選定結果													選定	非選定

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

平成28年9月23日

調達機関名	商工労働観光部人づくり推進課
-------	----------------

案件名称	平成28年度 第二次「若者就職支援等推進事業（地域創生人材育成事業）」
------	-------------------------------------

候補者名	株式会社アイシール	総合点	81.48
	一般社団法人京都自立就労サポートセンター		78.84
	シンク・アンド・アクト株式会社		76.81
	一般社団法人ムーンライト		72.61
	ヒューマンリソシア株式会社		72.48
	株式会社セントメディア		72.47
	株式会社ワン・ワールド		69.54
	株式会社東京リーガルマインド 大阪法人事業本部		67.81
	株式会社 tango nonno nonna		66.06
	ヒューマンアカデミー株式会社		65.94

参加者名称 (五十音順)	株式会社アイシール
	N I C 株式会社
	一般社団法人京都自立就労サポートセンター
	一般社団法人京都府あおぞら会
	シンク・アンド・アクト株式会社
	株式会社セントメディア
	株式会社tango nonno nonna
	株式会社東京リーガルマインド 大阪法人事業本部
	ヒューマンアカデミー株式会社
	ヒューマンリソシア株式会社
	一般社団法人ムーンライト
	株式会社 L E E
	リンクナチュラルジャパン株式会社

総合点 (点数順) 【満点100点】	1	81.48
	2	78.84
	3	76.81
	4	72.61
	5	72.48
	6	72.47
	7	69.54
	8	67.81
	9	66.06
	10	65.94
	11	63.52
	12	63.32
	13	63.28
	14	63.11

候補者の選定理由
事業内容や業務趣旨に関する理解が十分あり、企画提案内容・執行体制も具体的で現実性のある計画が提案されている。

外部有識者名 (五十音順)	所属名及び役職名等	氏名
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都支部 京都職業能力開発促進センター 求職者支援課長	大谷 泰生
	京都市産業観光局産業戦略部産業政策課 雇用創出等担当課長	小森 和幸
	京都労働局職業安定部地方訓練受講者支援室 室長	湯浅 正規